

令和7年度水島港利用補助金制度のご案内

荷主向け

【水島港利用促進支援事業費補助金】



(1) 新規・転換利用補助

補助対象者

- ① 新たに（前年に水島港を利用していない場合を含む。）水島港を船積港として輸出又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物が
5TEU以上（空コンテナを除く。）である**荷主**
- ② 水島港以外の港湾（日本国内の港湾に限る。）を船積港として輸出又は陸揚港として輸入していたコンテナ貨物を
5TEU以上（空コンテナを除く。）水島港に転換した**荷主**

補助金額

- ①又は②のどちらかを満たす場合、
1TEU当たり**10,000円**を補助する。1者当たり**最大100万円**

(2) 継続利用拡大補助

補助対象者

前年に水島港を利用して、水島港を船積港として輸出又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物が**500TEU**以上（空コンテナを除く。）であり、かつ、水島港を船積港として輸出又は陸揚港として輸入されたコンテナ貨物が**前年**と比較して**50TEU**以上（空コンテナを除く。）増加した**荷主**

補助金額

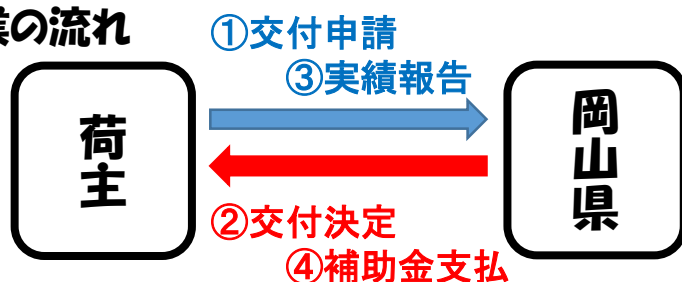
1TEU当たり**5,000円**を補助する。1者当たり**最大50万円**

※1（1）か（2）、いずれか一つの補助金のみを交付するものとする。

※2 外貿コンテナ航路及び国際フィーダー航路のコンテナ貨物取扱量は合算するものとする。

※3 補助対象期間は令和7年1月1日から同年12月31日まで。

事業の流れ



交付申請期間

令和7年6月2日(月)

～

令和7年10月31日(金)

※状況によっては締切を繰り上げる場合があります。

本補助金に関する問い合わせ先

岡山県土木部港湾課 計画振興班 Tel : 086-226-7486 E-mail : kowan@pref.okayama.lg.jp